

当施設における保育の提供に当たり、保護者の皆様に説明すべき内容は、次のとおりです。

## 1 施設の目的及び運営の方針

### 【施設の概要】

施設種別	保育所
運営法人名称	伊丹市
施設名称	伊丹市立荻野保育所
施設所在地	伊丹市荻野8丁目33番地5
設置年度	昭和28年
施設の電話番号	072-770-4352
施設管理者の職名・氏名	施設長 谷澤 美栄（令和6年度）

### 【伊丹市立荻野保育所の目的及び運営方針】

伊丹市の保育所の保育方針は、「保育所保育指針」に依拠します。「遊び」は子どもたちにとって「学び」の場です。子ども達が「遊び」に主体的に関わることができるよう、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域を基本とした乳幼児の保育・教育を推進します。

1. 主体性と意欲を大切にします
2. 健やかな心と体を育てます
3. 愛着関係の形成と情緒の安定を図ります
4. 互いに認め合い、共に育ち合う集団を目指します
5. 人とのかかわりを大切にし、協同的に学び合います
6. 発達の連続性を大切にし、小学校との連携を図ります
7. 家庭や地域社会との協働性を図ります
8. 地域に愛され、地域を愛する心を育てます

## 2 提供する保育の内容等

### （荻野保育所の教育目標、めざす子ども像等）

「心身ともに健やかで、生き生きとした子ども」

- ・やりたいことを見つけ、自ら考え行動する子ども
- ・豊かな感性を持つ子ども
- ・自分を好きになれる子ども
- ・人の気持ちがわかる子ども

（荻野保育所の主な年間行事等）\*変更する場合があります。

4月	全体・クラス懇談会	10月	おおきくなったDay（3・4・5歳児）、 保育参観（0～3歳児）さつま汁パーティ
5月	個人懇談、こどもの日ウィーク 園外保育（4・5歳児）	11月	園外保育（3・4・5歳児） 親子であそぼうデイ 健康診断（内科）個人懇談（0・1・2歳児）
6月	健康診断（内科・歯科）、カレーパーティ 保育参観	12月	おたのしみ会
7月	水遊び、プール遊び セタ	1月	就学児懇談会 凧あげ
8月	プール遊び、水遊び、夏祭り	2月	おぎのっ子Day（4・5歳児）交通安全教室 節分 0～3歳児 保育参観 クラス懇談会（0～4歳児）
9月		3月	卒園式、園外保育（3・4・5歳児）ひなまつり

※毎月実施 避難訓練 誕生会 身体測定

### 3 職員の体制

施設長、副施設長、保育士、調理師、調理員、用務員、嘱託医、歯科医師  
 ※令和7年度の職員体制については、令和7年4月1日に決定します。

### 4 保育を行う日及び時間等

保育を提供する日	月曜日から土曜日まで。ただし以下の休業日を除く。 国民の祝日、12月29日から12月31日、1月2日及び3日、その他施設長が必要と認める日	
保育を提供する時間	保育標準時間（11時間）	平日 午前7時00分～午後6時00分
		平日（延長保育）午後6時00分～午後7時00分
		土曜日 午前7時00分～午後6時00分
	保育短時間（8時間）	平日 午前8時30分～午後4時30分
		平日（延長保育）午前7時00分～午前8時30分 （延長保育）午後4時30分～午後6時00分 （延長保育）午後6時00分～午後7時00分
		土曜日 午前8時30分～午後4時30分

※就労事由の保育時間は、勤務時間と通勤時間との合算した時間です。（プライベートの時間は含みません。）保護者の勤務が休みのときは、入所児童の保育はお休みとなります。  
 なお、その他の事由による保育利用時間は、施設長が定めます。

### 5 利用定員

施設の 利用定員	0歳児	12人	3歳児	20人		
	1歳児	12人	4歳児	29人		
	2歳児	18人	5歳児	29人	合計	120人

※弾力運用により利用定員数を超えて受入れを行うことがあります。

### 6 利用等

利用の開始は、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育認定を受け、伊丹市の利用調整のうえ、当施設に入所を決定された月の初日より保育の提供を行います。

また、利用乳幼児が小学校へ就学したとき、保育の必要性の事由に該当しなくなったとき、市外転出するとき、長期欠席するとき、その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたときには、利用の終了となります。

### 7 保育料（利用者負担額）等

【保育料】

2歳児クラス以下の児童は、下記の表のとおりです。なお、3歳児クラス以上は、無償となります。  
 利用者負担額（月額）表（2号認定・3号認定）

階層	市民税所得割	標準時間	短時間	階層	市民税所得割	標準時間	短時間	
1	生活保護	0	0	5-1	97,000-108,399	35,400	34,900	
2-1	非課税	(※要保護)	0	5-2	108,400-168,999	42,800	42,200	
2-2			0	6-1	169,000-190,299	51,100	50,300	
3-1	均等割のみ	(※要保護)	4,800	4,750	6-2	190,300-300,999	58,900	58,000
			9,600	9,500	7-1	301,000-338,999	69,700	68,600
3-2	1-48,599	(※要保護)	7,150	7,000	7-2	339,000-396,999	77,600	76,400
			14,300	14,000	8	397,000以上	87,400	86,000
4-1	48,600-50,899	(※要保護)	8,750	8,600				
			17,500	17,200				
4-2	50,900-54,699	(※要保護)	9,000	9,000				
			20,000	19,700				
4-3	54,700-77,100	(※要保護)	9,000	9,000				
			28,500	28,100				
	77,101-96,999		28,500	28,100				

単位：円

### 【利用者負担額の決定・注意事項について】

- ・利用者負担額は、父・母の市民税所得割額（4月から8月は前年度、9月から翌年3月の利用者負担額は当該年度）の合算で算出します。なお、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等の税額控除（調整控除を除く）を適用する前の市民税所得割額により決定します。
- ・直系尊属（祖父母、曾祖父母）と同居し、父母の年収（児童手当・児童扶養手当の収入を含む）が100万円以下の場合、祖父母（いずれか一番高い方）の税額で利用者負担額を決定します。祖父母の年収も100万円以下の場合、曾祖父母（いずれか一番高い方）の税額で利用者負担額を決定します。世帯分離をしても同居の場合は同居扱いになります。二世帯住宅の場合、建物に共有スペースがある場合、同居とみなしません。
- ・「3歳未満」とは、年度の4月初日の前日において3歳に達していない子ども（年齢は誕生日の前日に加算されます。）をいい、子どもが年度途中で3歳に達しても、当該年度中は3歳未満児の金額が適用されます。
- ・市から認定を受けた保育の必要量「保育標準時間」・「保育短時間」によって、利用者負担額が異なる階層があります。
- ・世帯構成等に変更があった場合は、翌月から利用者負担額が変更になる場合がありますので、教育保育課へお知らせください。
- ・保育料、延長保育料、主食費、副食費の口座振替日は、当月末日（月末が休日の場合は翌開庁日）となります。

### 【税額の確認について】

- ・税の確認ができない世帯に関しては税申告及び、課税証明書の提出を依頼することがあります。また、海外での収入がある場合は、当該収入を含めて利用者負担額を算定します。保育料算出に必要な税情報等が確認できない場合、保育料算出ができないため利用者負担額表の上限額（最高額）で仮決定し、徴収します。
- ・税額の変更があった場合、翌月から利用者負担額が変更になる場合がありますので、教育保育課へお知らせください。但し、税額の修正等による税額変更は過去に遡っての変更は行わず、教育保育課に申請後翌月以降の適用になります。

### 【ひとり親等の要保護世帯について】

- ・要保護欄が適用されるのは、下表の世帯状況に該当し、必要書類を提出した世帯です。
- ・1～4の世帯状況に該当する場合、入所申請書類の該当項目記載欄にチェックを入れた上で、入所が決定した際には必要書類に記載されているいずれかの書類のコピーをご提出いただくこととなります。
- ・既に入所している場合で、新たに世帯状況に当てはまった場合は必要書類を提出してください。
- ・世帯状況が変わったときは、必ず申し出てください。（例：婚姻等でひとり親ではなくなった場合、手帳等の交付を受けなくなった場合、手帳を所持していた同居者と別居した場合など。）なお、年度を超えての遡りは行いません。

世帯状況		必要書類
1	ひとり親世帯	児童扶養手当証書・母子家庭等医療費受給者証・遺族基礎年金の受給がわかるもの、戸籍謄本+保険証（ひとり親家庭であって、子を扶養していることがわかるもの）
2	同居者が障害者手帳の交付を受けている世帯	身体障害者手帳・精神障害者手帳・療育手帳
3	特別児童扶養手当支給対象児童がいる世帯	特別児童扶養手当証書
4	同居者が障害基礎年金を受給している世帯	障害基礎年金の受給がわかるもの

### 【延長保育料】

本来の利用可能時間を越えて保育を必要とする世帯の子どもの保育を行います。延長保育を利用

する場合、別途申請と延長保育料が必要となります。

＜利用料金＞ 利用日数・利用時間にかかわらず月額制です。（市内全保育施設均一）



(1) 上記①の範囲（保育標準時間の範囲）： 月額 500円（生活保護世帯・市民税非課税世帯は無料）

※保育短時間認定のみ

(2) 上記②の範囲（1時間延長）： 月額 4,000円（生活保護世帯は無料、市民税非課税世帯は月額 1,000円）

### 【主食・副食費、その他実費】

入所時や園外保育時にかかる教材費・行事費などの実費徴収等があります。

給食代として、3・4・5歳児は副食代 4500円/月、主食代 600円/月を徴収します。

別途、保護者会費（年間 1500円）を徴収します。

## 8 なかよし給食について

アレルギーとなる卵や乳を使用しない調味料や食材を選定することで、食物アレルギーがある子ども、ない子どもすべての子どもが同じ給食を食し、安全・安心な給食（なかよし給食）の提供に努めます。

## 9 緊急時・災害時について

緊急時の対応方法

特定教育・保育の提供中、子どもに体調の急変などがあつた場合、すみやかに保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

避難・消火・防犯訓練

年間を通して行います。

火災・震災等の災害時

荻野保育所防災計画に基づき対応します。

管轄消防署・警察署

西消防署・伊丹警察署

災害時の子どもの避難場所

保育所、荻野小学校

県警ホットライン

設置済み

## 10 要望や相談等について

要望や相談等については、適切に対応するよう努めます。

## 11 園児に対するの共済制度

制度名称 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度

制度内容（保育所の管理下で発生した災害が対象）

死亡 3,000万円（通園時は1,500万円）

障害 4,000万円～88万円（通園時は半額）

負傷 医療保険並みの療養に要する費用の4/10の額

保険料は年額 210円（令和6年度）です。

## 12 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

伊丹市が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。その他「個人情報の保護に関する法律」に基づき取扱いを行います。

## 13 その他

詳細は、伊丹市の「入所（園）のしおり」及び「保育施設利用申請のご案内」をご確認ください。